

Title	アメリカ人の成人保護サービスに関する一考察：テキサス州における実践
Author(s)	増田, 公香
Citation	聖学院大学論叢, 13(1): 151-162
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=508
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

アメリカの成人保護サービスに関する一考察

—テキサス州における実践—

増 田 公 香

A Study of Adult Protective Services in the U.S.A.

—Focusing on the Practice in Texas—

Kimika MASUDA

As the numbers of elderly people have increased in Japan, we have faced many serious problems such as elder abuse. Although such abuse, neglect and exploitation have become one of the more serious problems in Japan, social work professionals have not established a system to identify, address and prevent these problems.

Focusing not only on elderly people but also adults with disabilities, Adult Protective Services (APS) were implemented in the U.S. at the beginning of the 1970s and now represent a legal system for securing protection, prevention, and support services at the state level. This paper will give an overview of APS and examine the available services in Texas. Also, it provides some of the basic principles for creating an effective intervention system for adult services in Japan. Lastly, it discusses the critical issues of APS for the future.

はじめに

日本において、家庭内における児童虐待については世論の注目を集めている今日このごろである。それでは、虐待とは児童に関するものだけであろうか。最近のある雑誌に次のような記事が掲載された。「軽い痴呆が始まっていた夫に、不安といらだちから、「そのぐらい自分でやって」とガミガミ言うようになった。…… 罵詈雑言が止まらなくなり、怒って殴り掛かろうとする夫に、「あなた、早く死んでください」と叫んだこともある。結婚以来、けんかも言い合いもしたことがなかったのに、思わず平手打ちをしてしまい、夫の顔の皮がむけたこともあった。」⁽¹⁾これは、4月に開始した介護保険を特集にした中で「介護の連鎖」というテーマのもとに掲載された記事の中の一部である。また、国立医療・病院管理研究所の小山秀夫氏は、「老人福祉あるいは医療の関係者と話し

Key words; Adult Protective Services, Abuse and Neglect of the Elderly, Guardianship, Facility Inspection, Adult Protective Services in Texas

合ってみると、確証は得られなくとも、容易に老人虐待の痕跡を発見する事ができるという。家庭内で食事を提供しない。あろうはずのない新しいヤケドやキズがある。毎日のように続く言葉の暴力など、列挙にいとまがない。つい最近、訪問看護ステーション職員が集まる会合で「老人虐待を発見したことがありますか」と質問したところ、60人中半数の人が手を挙げてくれた。」⁽²⁾と述べている。このような事実から理解できるように、高齢化が急速に高まっていっている現在の日本社会において高齢者に対する虐待も実は大きな問題として存在している事がわかる。さらに、1998年に社会問題となった「白河育成園事件」⁽³⁾からもわかるように、入所施設において障害を持つ人々に対する虐待が明らかとなった。以上のような事から、現在の日本社会において、虐待は児童のみならず高齢者や障害を持つ人々に対する虐待も大きな問題として事実存在していることが理解できよう。また、それは家庭内においてのみならず福祉施設という本来最も人権が保障されるべき場所において、しかも施設職員という専門職によりおこなわれたという嘆かわしい事実が存在する。では一体、高齢者や障害を持つ人々の虐待に対してどのようにアプローチをしていけばよいのであろうか。

アメリカ社会においては、1970年代から高齢者に対する虐待つまり高齢者虐待 (Elder Abuse) に注目が集まり、その結果様々な対応策が実施されるようになってきた。その一つとして、各州レベルで実施されている「成人保護サービス (Adult Protective Services)」というものがある。また成人保護サービスは、高齢者虐待に対するものとして知られているが、実は高齢者のみならず成人の障害を持つ人々をも対象としている。本論では、アメリカにおける成人保護サービス (Adult Protective Services) の概要についてみてみた後、具体的例として実際に視察を行ったテキサス州における実践についてみる。その上で、今後の日本における高齢者や障害を持つ成人の虐待に対する対応策の構築に対して提言を行っていききたい。

II. アメリカの成人保護サービス (Adult Protective Services) の概要

(1) 成人保護サービス (Adult Protective Services) の歴史的展開

アメリカにおける高齢者及び成人の障害を持つ人々の虐待に対する成人保護サービス (Adult Protective Services, 以下「APS」) についてみる時、まずその歴史的展開を紐解いてみたい。

アメリカにおける成人保護サービス (APS) の萌芽は、今から40年以上も前の1950年代後半にさかのぼることができる。「1950年代後半、全米高齢者協会 (National Council on the Aging) とベンジャミン・ローズ研究所 (Benjamin Rose Institute) といった2つの団体のソーシャルワーカーたちが集まり、専門的視点から高齢者のための保護的サービスについて話し合った。このきっかけとなったのは、自分で日常生活管理ができない高齢者や虐待にあいやすい知的にあるいは身体的に障害のある高齢者の数が増加してきたという背景があった。」⁽⁴⁾アメリカ社会が、いかに早く

高齢者や障害のある人々に対する問題を把握し、社会問題として捉えようとした姿勢がうかがえる。

そしてアメリカにおいて、1970年代に入り高齢者や障害を持つ人々の虐待に対する様々なアプローチが行われるようになってきた。その主たるサービスの一つとして成人保護サービス (APS) が登場してきたのである。1970年代に入ると成人保護サービス (APS) は法的に位置づけられるようになってきた。「成人保護サービス (APS) が初めて法的に位置づけられたのは、1973年ノースカロライナ (North Carolina) 州においてである。」⁽⁵⁾その後同じ1970年代初め、ネブラスカ州・サウスカロライナ州・バージニア州においても法律が制定された。この1973年に制定されたノースカロライナ州における最初の法律においては、「その対象を65歳以上の高齢者のみとした。しかし、その後1975年に改正され、「障害を持つすべての成人」とし対象が拡大された。」⁽⁶⁾1980年代に入り、他の多くの州でも成人保護サービス (APS) が法的に位置づけられるようになってきた。「1981年高齢者に関する上院特別委員会 (the Senate Special Committee on Aging) は、「高齢者虐待：隠された問題の調査」(Elder Abuse: An Examination of a Hidden Problem)」⁽⁷⁾と題したレポートを発表した。その後「1985年 House Select Committee on Aging は、「高齢者虐待：アメリカの恥」(“Elder Abuse: A National Disgrace” (U.S. House of Representatives, 1985))」⁽⁸⁾と題したレポートを発表し、アメリカ社会は高齢者虐待を社会問題として強く認識したといえる。その結果、「1968年までは、高齢者に対するコミュニティーレベルでの保護サービスを実施していたコミュニティーは全米でわずか20以下であったのに対し、今日ではすべての州が成人保護サービス (APS) を実施している。」⁽⁹⁾

成人保護サービス (APS) は、アメリカにおいて現在どのような位置づけがなされているのであろうか。

まず、成人保護サービス (APS) の定義であるが、Burr (1982) は、次のように定義している。「危険であると考えられる環境や状況に見出される明らかな特徴をもった個人に供給される医療的要素また法的要素をもった社会サービス」⁽¹⁰⁾と定義している。しかし、成人保護サービスは各州レベルで実施されているため、州ごとにその定義や内容は様々のようである。

成人保護サービス (APS) はどのように法的に認められているのであろうか。連邦レベルでは、次の2つの法律において認められている。「一つは、Social Services Block Grant Act of 1981において、もう一つは米国高齢者法 (the Old American Act) である。成人保護サービス (APS) は、前者の Social Services Block Grant Act of 1981 (以前は Title XX) が掲げる5つの目的の中の2つの目的に該当する。1) 自分自身の利益を守る事の出来ない子供や大人の放任 (neglect) や虐待 (abuse)、搾取 (exploitation) を予防したり救済する。2) 地域ベースのケアやホームケア及びその他のあまり集中的でないケアによって供給される適切でない施設ケアを予防したり減少させる。」⁽¹¹⁾また、同法においては、各州が成人保護サービス (APS) に予算を供給するに関しては自由裁量を与えている。

(2) 成人保護サービス (APS) と高齢者虐待との位置づけ

それでは、一体何故成人保護サービス (APS) が発展してきたのであろうか。成人保護サービス (APS) のニーズ、言い換えるならばそれは成人保護サービス (APS) の存在理由を問うことである。成人保護サービス (APS) の存在について鑑みる時、それは高齢者虐待あるいは障害を持つ人々に対する虐待問題と切り離して考える事はできない。ここでは、成人保護サービス (APS) と高齢者虐待との位置づけについて整理してみたい。

では、まず高齢者虐待 (Elder Abuse) とは一体何なのか。高齢者虐待の定義については、連邦レベルや州レベルまた研究者により多様になされている。ここでは主たる定義を挙げてみたい。まず、連邦レベルでは、「米国高齢者法 (Old Americans Act) の102頁 (Section 102) において、虐待 (abuse) ・放任 (Neglect) ・搾取 (Exploitation)」¹²⁾が定義されている。また、各州レベルでは一律ではなく様々である。全米高齢者虐待問題研究所 (National Center of Elder Abuse) は、高齢者虐待について次のように種類別定義をしている。「第一に、虐待には、家庭内虐待と施設内虐待および自己放任または自虐 (Self-neglect of Self-abuse) といった分類が可能である。第二に、虐待は身体的、性的、情緒的・心理的虐待に加えて介護者が酔う介護老人を無視する事や世話の放棄、金銭的・物質的搾取および自己放任・自虐である。」¹³⁾としている。以上のように定義に関しては必ずしも共通のものは存在していない。しかしながら、近年、全米においては少なくとも55万人以上の60歳以上の高齢者の虐待が発生しているという事実が報告されている。

この高齢者虐待については様々な対応策が取られている。米国高齢者法 (Old American Act) 第7条においては、「高齢者の権利保護プログラム (The Vulnerable Elder Right-Protection Program)」が規定されており、具体的に以下のようなプログラムが規定されている。1) 長期ケアオムズマンプログラム (Long-Term Care Ombudsman Program), 2) 高齢者虐待, 放任, および搾取防止プログラム (Program to Prevent Elder Abuse, Neglect, and Exploitation), 3) 州レベルでの高齢者人権および法的援助開発プログラム (State Elder Rights and Legal Assistance Development Program), 4) 各種社会保障の給付援助, カウンセリングおよび援助プログラム (Insurance/Benefits Outreach, Counseling and Assistance Program), といったものである。さらに、各州レベルで実施されているのが「成人保護サービス (APS)」である。

T. Tatara は『Encyclopedia of Social Work』のなかで、「高齢者虐待は複雑な要素を抱えているため、多角的な視点からのアプローチが必要である」¹⁴⁾としている。そして、この前提の下、「アメリカの多くの地域において次の4種類のサービスが提供されている。①高齢者虐待治療 (elder abuse treatment), ②保護サービス (protective services), ③予防サービス (prevention services), ④サポートサービス (support services)」¹⁵⁾としている。そして、この分類のもと、成人保護サービス (APS) は、②保護サービス (protective services) と③予防サービス (prevention services) 及び④サポートサービス (support services) において役割機能を果たしている。特に保

護サービスにおいては成人保護サービス（APS）が主たる役割を果たしている。③予防サービスにおいては、成人保護サービス（APS）は他の機関と連携をとりその目的を遂行しようとしているところが多いという。さらに、④サポートサービスに関しては、公的および民間の機関がサービスを提供している。具体的には後見人制度（guardianship）や法的アドヴォカシー（legal advocacy）、さらには経済的計画等が行われている。このうち、成人保護サービス（APS）のプログラムの中に後見人制度（guardianship）を位置づけているところもあり、このような視点から見ると成人保護サービスは④サポートサービスについてもその機能を果たしている事といえよう。

成人保護サービスとの関係からみてみると、「全米を通して成人保護サービス（APS）の対象者のうち、その原因としては高齢者虐待の中でも自己放任（self-neglect）が多くを占めるという（Rathbone-McCuan & Fabian, 1992）」¹⁶高齢者虐待の中でも、自己放任（self-neglect）は他者による虐待・放任（abuse or neglect by others）とは全く逆の行為である。つまり自らもって自分の生命を危機的状況に追い込むという行為であり注目すべき点である。そして、その「自己放任（Self-Neglect）をする高齢者の多くは女性でより年齢の高い高齢者である（Tatara, 1993）」¹⁷と報告されている。また成人保護サービス（APS）においては、虐待の発見及び機関への通報が大変重要となってくるが、この「虐待発見通報者の約半分は家事サービス提供者・医者・他の保健医療関係者といったサービス提供者によるものである（Tatara, 1993）」¹⁸と、いわれている。

Ⅲ. テキサス州における成人保護サービス（APS）

前章では、アメリカにおける成人保護サービスの概要を捉えた。しかし、前述したように一口にアメリカと言っても各州によって多種多様である。殊に、成人保護サービスは各州レベルで実施されているプログラムである為、州ごとに異なって然りである。ここでは、全米52州のなかでもテキサス州に焦点を当て、成人保護サービスの実際についてみてみたい。

(1) テキサス（Texas）州の概要

テキサス（Texas）州は、アメリカ合衆国本土の南部に位置する。アメリカ全州の中でカリフォルニア州に次いで第2に広大な面積を所有する州である。また、州の南端はメキシコと接している。地理的には、砂漠や丘陵地がある一方メキシコ湾に面した海岸地域もあり、その多様性に大変富んでいる。気候は年間を通して温暖な気候である。行政的には254の郡（county）に別れている。

歴史的に見てみると、テキサス州は元来メキシコの一部であった経緯があり、1845年アメリカ合衆国の一部となっている。また、テキサス州の人口統計データによると、州全体の人口のじつに29%をヒスパニック系（主としてメキシコ系アメリカ人）が占めており、56%が白人、11%がアフリカ系アメリカ人という割合になっている。このような歴史的背景および人口の構成状況から、テ

キサス州の広い地域においてメキシコ的アメリカ文化が依然根強くはびこっており、言語も英語のみならずスペイン語が多く用いられている。また、メキシコ系アメリカ人の文化として、大家族が多く家族の結びつきが大変強いという特徴が挙げられる。このような要因から、テキサス州はアメリカ全州の中でも特異な文化を持ち得ている。

(2) テキサス州の成人保護サービス (APS) の位置づけ

まず、テキサス州における成人保護サービス (APS) の行政的位置づけについて簡単に触れてみたい。テキサス州の成人保護サービス (APS) は、テキサス保護・規制サービス部門 (「Texas Department of Protective and Regulatory Services」通称「PRS」) の中の一プログラムとして位置づけられている。PRSには6人の理事 (Board members) を頭に、州全体で約7000人の職員がいる。年間5億 (500million) ドルの予算が当てられている。PRSのもとで実施されているプログラムには6つのプログラムがあり、その中には成人保護サービス (APS) はもとより児童虐待に対するサービスである児童保護サービス (Child Protective Services) や施設に運営許可 (license) を与える部門等がある。対象地域はテキサス州全体の254郡 (county) を対象とし、それらを11地域 (region) に分類している。テキサス州のこのPRSの特徴として挙げられるのは、人事選定であろう。前述した6人の理事 (Board members) は、州民の代表である州知事によって指名される。そして、PRSの行政部長 (Executive Director) はこの6人の理事によって指名され、行政部長が全スタッフの人事を決定するしくみとなっている。この行政部長 (Executive Director) の人事に関しては他州においては州知事が直接指名するところが多く、テキサス州においてはかにかこの6人の理事の持つ権力が大きいということがうかがえる。

このPRSの政策策定 (policy making) においては、開かれたシステムが取られている。まず、様々な民間の権利擁護団体等が参加する公開の場において団体長等が意見を提言していく。それに基き、PRSのスタッフが政策案 (proposal) を作成し、それを権利擁護団体に配布し30日以内に各権利擁護団体の意見を再度徴集する。その意見を整理し再度政策案を練り直し理事会にかけ取り決める。決定された政策は州レベルでの官報のようなものに掲載され情報公開される。この様に、政策は行政内において閉鎖的に作成されるのではなく公開の場でしかも直接意見を反映した形で取り決められるという、日本からみたら大変驚くべきシステムが確立されている。

(3) テキサス州の成人保護サービス (APS) の内容

「テキサス州における成人保護サービス (APS) は、1970年代の中頃、前述した連邦レベルで制定されたタイトル XX (Title XX) の一部として始まった。その後、1981年に Human Resource Code の第48章において、州は虐待に遭遇している成人の保護に対する責任を強化した。」¹⁹⁾ よって、テキサス州の成人保護サービスの始点は1981年であるといえよう。

テキサス州の成人保護サービス (APS) は、以下の3つの大きな柱で構成されている。①在宅サービス (in home services)、②施設内監査 (facility inspection) および③後見人制度 (guardianship) である。まず、この3つの各々の内容についてみてみたい。

① 在宅サービス (In Home Services)

「このサービスは、自分の自宅やナーシングホーム等に生活する65歳以上の高齢者あるいは障害を持つ成人に対して保護 (protection) を提供するものである。州の法律は、全州民に対して高齢者や障害を持つ人々が虐待 (abuse) あるいは放任 (neglect) されていることを発見したら直ちに通報しなければならないと規定している。通報を受けた成人保護サービス (APS) のソーシャルワーカーは、24時間以内に調査 (investigation) を始めなければならない。」⁽²¹⁾但し、この点については1997年に法改正が行われ、「知的および精神的に正常なクライアントはこの調査を拒否する権利がある。」⁽²²⁾とされている。高齢者や障害を持つ人々にとって「保護」とは「自己決定権利」の侵害と紙一重であるという認識が深く理解されているかと考えられる。通報に関しては、「1998年には52, 152件通報がありそのうち虐待等が確認されたのは37, 277件であった。この通報を受けたケースの内訳は、放任あるいは自己放任が全体の75%以上を占めており、次いで身体的虐待・言語による虐待あるいは性的虐待が17.9%を占めている。」⁽²³⁾

通報に基き虐待あるいは放任が確認されたクライアントに対しては、本人の意思の確認を得た上でサービスを提供する。サービスには、保護施設 (shelter) や食事あるいは医療や移動手段の提供が含まれている。

テキサスにおけるこの通報システムに関しては、数年前大きな改善が図られた。以前は、各地域 (region) 毎に通報システムが存在したが、現在は中央集中型に一本化されている。その理由として、効率性 (efficiency) と情報責任 (accountability) が挙げられている。効率性については、経済的効率性はもとより情報責任 (accountability) が挙げられている。効率性については、経済的効率性はもとより情報収集の統一化を図ることが目的とされた。つまり、在宅の虐待・放任だけではなく施設における虐待や放任をも通報をも含め、さらには成人保護サービスの通報だけでなく児童虐待に対するサービスである児童保護サービス (Child Protective Services) の通報をも同じ場所で受けるシステムを整備した。このことによりより情報収集の一本化を図る事により情報に関する効率化を行った。

② 施設内監査 (Facility Investigation)

これは「TDMHMR Investigation」ともいわれている。「TDMHMR」とは「Texas Department of Mental Health and Mental Retardation」の略で、「テキサス精神保健・知的障害部門」と訳すことができる。この施設内監査 (Facility Investigation) プログラム (別名「テキサス精神保健・知的障害部門の監査 (TDMHMR Investigation)」) とは、このテキサス精神保健・知的障害部門 (Texas Department of Mental Health and Mental Retardation) の管轄下にある州

立の学校・州立病院・州立のコミュニティーサービスセンターや州立精神保健・知的障害者コミュニティーセンター等といった施設内において虐待や放任等が行われているという通報があれば直ちに調査を実施することを義務付けられている。つまり、閉鎖的である学校や病院をはじめとした施設内においてとかく虐待・放任等が見過ごされがちであるが、このプログラムはそれを同じ行政側がチェックを行っているのである。この施設内監査に関して州議会は1998年度3400万ドルの予算を当てた。「1998年においては、MHMR 管轄下にある8301施設に対して監査が実施された。」²³

③ 後見人制度 (Guardianship)

テキサス州における APS の三番目の柱として後見人制度 (Guardianship) がある。これは「後見人 (guardian) が自己決定の能力を喪失したクライアント (被後見人 ward) に代わって決定を行うシステムで、裁判所が選定した個人あるいは団体が機能する。後見人には契約制後見人 (contracted guardianships) とサービス内後見人 (in-house guardianships) といった2種類に分けられている。」²⁴前者の契約制後見人は、主にボランティア組織や教会といった非利益団体に委託し契約を行い後見人となる。後者は、APS のサービス内の職員が直接後見人となる。「1998年においては、テキサス州は234の契約制後見人 (contracted guardianships) と317のサービス内後見人 (in-house guardianships) を保持している。」²⁵

IV. まとめ

これまで、テキサス州における成人保護サービス (APS) をみてきたが、最後にテキサス州の成人保護サービスの特徴を整理し、その上で今後日本における課題を提言してみたい。

(1) テキサス州の成人保護サービスの特徴

テキサス州における成人保護サービスの特徴としては次の3点が挙げられるかと思う。

まず、第一点目として、組織としてプログラムが独立している点である。その結果、成人保護サービス (APS) として独自の予算がとれているということである。他州の場合、様々な高齢者プログラムの一部として存在する事が多いという。その結果、組織としての独立性も権力も無く、又予算を独立してとることが難しくなる場合が多いという。これに反して、テキサス州の場合、プログラムが独立しているため直接政治的交渉を図る事が可能で、そのため他州のプログラムと比較して多額の予算をとっているという。

第二点目として挙げられるのは、通報システムの整備である。前述したように、テキサス州においては数年前大きな改善が図られ、通報システムの中央集中化が実施されている。成人保護サービスにおいては、ニューヨーク州・ペンシルバニア州・ニュージャージー州・イリノイ州・ウィスコ

ンシン州・コロラド州・ノースダコタ州・サウスダコタ州といった8州を除く各州において高齢者虐待通報システムといえるような「Mandatory elder abuse reporting system（高齢者虐待通報義務制動）」が確立されている。しかし、通報システムの中央集中化がテキサスのように進んでいるのは少ないと考えられる。全米における通報システムの中央集中化についてみると、フリーダイヤルの電話番号を一律化するという様なシステムは、おそらく全体の約半分の州に整備されているといわれている。しかしながら、テキサス州のように、児童虐待等に対する児童保護サービス（CPS）と高齢者や障害を持つ成人の虐待等に対する成人保護サービス（APS）といったあらゆる虐待のケースを一ヶ所において同一のシステムで受けるという展開を行っているのはほとんどないという。成人保護サービスの対象者の場合、児童虐待を受け児童保護サービス（CPS）の対象者だったクライアントがその後成人しても継続的に成人保護サービス（APS）の対象者になるというケースも多々あるという。その場合、システムが統一化されていることにより効果的なニーズ把握が実施され無駄の無い援助が可能となるという。このような点からみてみても、通報システムの統一化の果たす役割は大きいといえよう。

三点目として、理事制度になっている点が挙げられる。すなわち、州民の意志を州知事をとおし間接的ではあるが代表する理由メンバーによって行政指導者が指名され、又政策策定過程においても公開の場で持ちよられた意見を収集し理事会において策定されるという、市民の意図が間接的ではあるが反映される形を取っている。前述したように、他州においては行政指導者が知事から直接指名されるところが多い事実を考えると、大変民主的な視点が採りいれられている。行政機関における政策決定に関しては、ほとんどといって市民の意志が反映される事の無い日本において大変学ぶべき点であると考ええる。

(2) 日本社会における今後の課題

冒頭で述べたように、現在の日本社会において高齢化社会及びそれに伴う介護を初めとした問題はきわめて深刻な問題を含んでいる。長期化する介護の中で家族の負担は想像を絶するものとなっている。その結果、依然表面化はあまりされていないものの、高齢者虐待は日本社会にもかなりの数で潜在していると考えられる。また、障害を持つ人々に対する虐待についても然りである。今後高齢化がますます進む中で、高齢者虐待や障害を持つ人々に対する虐待が増えることは有り得ると考える。この様に隠された問題として潜在する高齢者や障害を持つ人々に対する虐待についてのこれからの日本社会の課題として次の点を提言したい。

① ニーズの把握

まず、何といってもニーズの把握である。現在日本においては、高齢者や障害を持つ人々に対する虐待がどの程度あるのかといった全国的統計資料はない。問題にアプローチする前提として問題の把握が第一義である。高齢者や障害を持つ人々に対する虐待が一体どの程度行われている

のか、在宅のみならず施設等も含めた形でその数を把握する事が重要であると考え。またその場合、定義を明確にする必要があると考えられる。まず、日本における高齢者や障害を持つ人々に対する虐待の定義を作成する事が重要であると考え。

② システムの確立

従来、権利擁護というとソーシャルワーカーのアドボカシーのみが強調されてきたと思われる。しかしながら、アメリカの成人保護サービスにみるようにより効果的に問題解決が行われるには、やはりシステムの確立が重要であると考え。テキサス州を具体例としてみたとき、それは在宅サービス・施設監査・後見人制度といった3本柱により構成されていた。それは、在宅のみならず施設内における高齢者虐待や障害を持つ人々の虐待をも発見しサービスを提供し、その上で後見人制度をも含めて包括的にアプローチしようというシステムが確立されている。今後日本においても、在宅及び施設内における虐待発見システムを確立しその上でサービス提供さらには後見人制度をも含めた包括的システムの確立が大きな課題であるといえよう。

③ 予防的視点の確立＝地域住民との連携

高齢者や障害を持つ人々に対する虐待はもとより児童虐待を含め、虐待の対応において大変重要な役割を果たしているのが「発見」「通報」という点だと考えられる。そのアメリカにおいて虐待の発見や通報に関しては、家庭内に関わるホームヘルパー等のサービス提供者等あるいは施設内の職員等が多数を占めているという。しかし地域に住む一般の市民も重要な役割を果たす。特に利害関係の無い第三者である地域住民の発見・通報は、日本社会に虐待通報システムが確立された場合大変貴重となり得ると考える。その為には、やはり地域住民との連携を深めより多くの情報を収集する事が重要となってこよう。また、一般市民への虐待への認識を深める事により、発見・通報のみならず予防的視点の展開へと発展する事ができ得ると考える。

既にかかなりの実態数で潜在していると考えられる高齢者や障害を持つ人々に対する虐待に対するアプローチは緊急な課題であると考え。今後日本においては緊急に注目し着手していく問題であると考え。

引用文献

- (1) 「介護の連鎖」『アエラ』4月号, 朝日新聞
- (2) 小山秀夫, 「第20回高齢者の人権と虐待問題——介護保険への事業者, 施設の対応——」, 『月刊 介護保険』, Vol 5 No. 47, pp 27
- (3) 福島県に東京都の措置費で運営される「都民施設」の一つだった。1997年4月, 職員の内部告発により体罰や薬の乱用などが発覚した。
- (4) Carol D. Austin, "Adult Protective Services", 『Encyclopedia of Social Work 19th』 NASW Press, 1995, pp 89
- (5) Vickie L. Atkinson & Gary M. Nelson, "Adult Protective Services", 『The Field of Adult Services — Social Work Practice and Administration —』, NASW Press, 1995, pp 217

- (6) 同上
- (7) U.S. House of Representatives, Subcommittee on Health and Long-Term Care, Select Committee on Aging. (1981). "Elder abuse: An examination of a hidden problem (Publication No. 97-277)", Washington, DC: U.S. Government Printing Office.
- (8) U.S. House of Representatives, Subcommittee on Health and Long-Term Care, Select Committee on Aging. (1985). "Elder Abuse: A National Disgrace (Publication No. 99-502). Washington, DC: U.S. Government Printing Office.
- (9) Carol D. Austin, "Adult Protective Services", 『Encyclopedia of Social Work 19th』, NASW Press, 1995, pp 90
- (10) Burr, J. (1982). "Protective Services for adults (DHHS Publication No. OHDS 82-20505). Washington, D. C.: U.S. Department of Health and Human Services, pp 2
- (11) Carol D. Austin, "Adult Protective Services", 『Encyclopedia of Social Work 19th』, NASW Press, Washington, DC., 1995, pp 92
- (12) Toshio Tatara, "Elder Abuse", 『Encyclopedia of Social Work 19th』, NASW Press, Washington, DC., 1995, pp 834
- (13) <http://www.gwjapan.com/NCEA>
- (14) Toshio Tatara, "Elder Abuse", 『Encyclopedia of Social Work 19th』, NASW Press, Washington, DC., 1995, pp 839
- (15) 同上
- (16) Vickie L. Atkinson, & Gary M. Nelson "Adult Protective Services", 『The Field of Adult Services — Social Work Practice and Administration —』, NASW Press, 1995, pp 216
- (17) Tatara, T. (1993b), Summaries of the statistical data on abuse elder abuse in domestic settings for FY90 and FY91. Washington, DC.: National Aging Resource Center on Elder Abuse.
- (18) 同上
- (19) Bettye M. Mitchell, "Adult Protective Services in Texas: Yesterday and Today", 『Understanding and Combating Elder Abuse in Minority Community』, Archstone Foundation, Long Beach, CA, 1998
- (20) Jon. M. Bradley, & James R. Hine, 1998 Annual Report, Texas Department of Protective and Regulatory Services, pp 25
- (21) 同上 pp 27
- (22) 同上 pp 26
- (23) 同上 pp 27
- (24) 同上 pp 29
- (25) 同上

参考文献

- (1) Nachman Sharon, "Elder Abuse and Neglect Substantiations: What They Tell Us About the Problem", Journal of Elder Abuse & Neglect, Vol. 3, No. 3, The Haworth Press, New York, 1991, pp 19-35
- (2) Linda Vinton, "Services Planned in Abuse Elder Care Situations", Journal of Elder Abuse & Neglect, Vol. 14, No. 3, The Haworth Press, New York, 1991, pp 85-99
- (3) Mary Anne P. Salmon & Vickie L. Atkinson, "Characteristics of Adult Protective Services Social Workers", Journal of Elder Abuse & Neglect, Vol. 4, No. 3, The Haworth Press, New York, 1992, pp 101-121
- (4) Toshio Tatara, "Understanding the Nature and Scope of Domestic Elder Abuse with the Use of

アメリカの成人保護サービスに関する一考察

State Aggregate Data: Summaries of the Key Findings of a National Survey of State APS and Aging Agencies”, Journal of Elder Abuse & Neglect, Vol. 5, No. 4, The Haworth Press, New York, 1993, pp 35-57

- (5) Toshio Tatara edits, 『Understanding elder abuse in minority populations』, Taylor & Fancis, PA, 1999
- (6) Mary Joy Quinn & Susan K. Tomita, 『Elder Abuse and Neglect』, Springer Publishing Company, New York, NY, 1997